

ご存じですか？

国民年金保険料の免除制度

●免除を受けるには

国民年金は、20歳に加入し、60歳までの40年間のうち、最も25年以上の保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

ただし、免除を受けた期間については、年金を受給する時に年金額が減額されます。将来有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼつて保険料を納めることができます。

●免除の対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

・前年の所得（収入）が少な

く、保険料を納めることが困難な方

・失業により、保険料の納付が困難な方（「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要）

・地方税法に定める障害者または寡婦控除を受けられた

納付猶予期間は、将来受け入りますが、年金額には反映されません。

●障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

方で、前年の所得が125万円以下の方

・申請のあつた日の属する年度または前年度において災害（震災・風水害・火災等）で、財産のおおむね2分の1以上上の損害を受けたとき

●申請免除の種類

・全額免除

保険料の全額（15100円）が免除されます。

・4分の3免除

保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1（3780円）を納付するものです。

・半額免除

保険料の半額を免除し、残りの半額（7550円）を納付するものです。

・4分の1免除

保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3（11330円）を納付するものです。

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳台）の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

●本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予の対象となる所得のめやすは、全額免除と同じ計算式で求めることができます。しかし、若年者納付猶予の場合、世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定します。

●申請場所

源泉徴収票（平成22年1月1日現在本町以外で居住していた方）

役場 住民課

免除される期間

平成22年7月

～平成23年6月

問い合わせ先

中村年金事務所

☎（451）3485

役場 住民課
内線 121

●年金額に反映されません

年金額に反映されません

歯の健康講座

Dental Health

海部歯科医師会

『歯とお口の健康』

食べることは体に栄養を取り入れ命を支える基本です。歯は食べ物が初めて出会う消化器として重要な役割を果たしています。さらにおいしく食べるためにも歯は欠かせません。歯がある方は歯がない方より血液中のビタミン濃度が高く、よくかめることが生活習慣病の予防にも効果的で、おいしく食べる心は心の健康にも効果があります。

かみ合わせが悪くお口が閉じにくかつたりすると口呼吸となり、口腔の中が渴きやすくなります。その結果、だ液によるお口の中の自浄作用が落ち、虫歯や歯周病のリスクが増えることにもなりかねません。

よくかむとお口の中のだ液がたくさん出るようになり消化を助ける働きがあることはよく知られています。まだ液の中のムチンという粘り気のある物質が食べ物を包み込んでのどや食道、胃腸などを守っています。だ液には外部からの病原菌の進入を防いだり、お口の中の雑菌が増えないようにする働きもあります。最近、注目されているラブエクトリノはだ液にも多く含まれています。だ液には外部からの病原菌の進入を防いだり、お口の中の雑菌が増えないようにする働きもあります。

よいかみ合わせでよくかめるこ

とは、食べ物の消化を促すことはもちろんお口の健康づくり

のために虫歯や歯周病を早く見つけ治療することも大切ですが、

日ごろから気を付けて予防することが大切です。そのためにもセルフケアとともにかかりつけ歯科医に定期的にチェックしてもらいましょ